

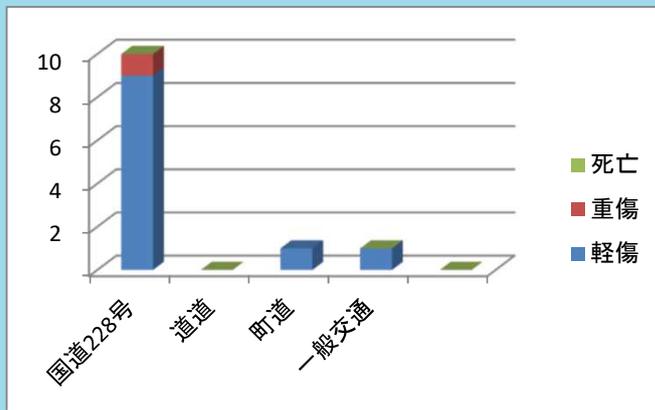
## 速度取締指針

### 函館方面松前警察署の速度取締りの重点

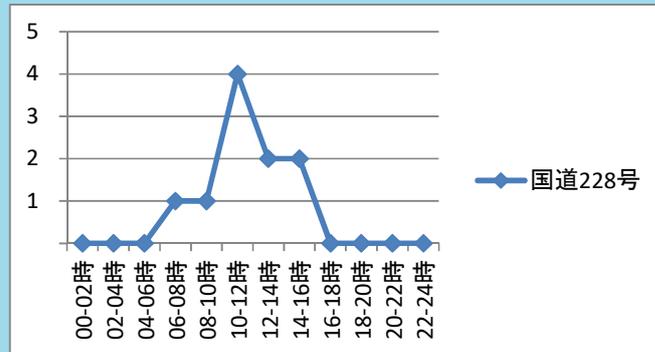
路線	時間帯	地域	規制速度
国道228号	10時から12時 14時から16時	郊外	50km/h

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

### 函館方面松前警察署管内の交通事故実態等



○ 過去5年5～10月の人身交通事故発生状況を主要な路線別に比較すると国道228号での発生に集中しています。



○ 過去5年5～10月の国道228号における人身交通事故の発生状況を時間帯別に見ると、  
10時から12時  
12時から16時  
の発生が多くなっています。

### その他の交通指導取締りの要点

速度取締りのほか、市街地における交差点違反、郊外における通行区分違反取締りを強化します。

### 令和6年11月から令和7年4月までの速度取締りの重点と取組状況

国道228号は松前町、福島町を縦貫する主要国道で、福島町の山間部を除き海岸線の湾曲が多い路線であるため、対向はみだしやスリップ事故の発生が懸念される。

同路線における速度違反取締りは、重大事故を抑止するため重点路線と選定しており、対象期間中の速度違反の検挙を37件とし、人身事故の発生を0件としている。